

監査結果公表第19-8号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成19年9月3日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	浜 田 澄 子
同	内 藤 耕 一

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成19年7月26日付け八人人第112号（人権文化部人権国際課）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八 人 人 第 1 1 2 号  
平成19年7月26日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫 様
同	北 山 諒 一 様
同	浜 田 澄 子 様
同	内 藤 耕 一 様

八 尾 市 長 田 中 誠 太

監査の結果に対する措置の通知について

平成18年2月3日付け監査報告第17-10号の、定期監査の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

人権文化部人権国際課

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告（できるだけ具体的に記載して下さい。）
<p>5 外部監査の結果及び意見について</p> <p>八尾市国際交流センターに係る平成15年度の包括外部監査結果及び意見に対する措置等については、現在まで数度の改善措置及び検討経過が報告されているが、「補助効果の測定」について、同団体と協議のうえ、早期改善に向け努力されたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成19年7月12日）</p> <p>研修会・学習会等の参加者に対するアンケートを実施することで、指標の数値化を行いました。また、補助事業の効果を検証するための仕組みとして、市と国際交流センターで事業内容や補助金額について定期的に検証する場を設け、その中で他市の国際交流センターの事例調査を行いました。</p> <p>この調査に基づき、市と国際交流センターで継続して検証を行い、平成18年度末に、検証していくための効果測定表を作成し、平成19年度から、予算要求にあわせて、この効果測定表に基づき、補助事業の検証していく仕組みを確立しました。</p>